

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回枚方市学校規模等適正化審議会
開 催 日 時	平成26年12月22日(月) 10時00分から 11時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	上山芳明委員、大畑尚美委員、岡澤潤次委員（会長）、 神田裕史委員、小原寿三委員（副会長）、田窪美葉委員、 島善信委員（副会長）、津浦啓子委員、林文字委員、 水嶋忠雄委員、宮原保子委員、森崎武史委員
欠 席 者	酒井恵子委員、光山奈美子委員
案 件 名	議事案件 （1）学校統合における検討対象校の要件及び学校統合にあつての留意事項（案）について （2）中間答申（素案）について （3）その他
提出された資料等の名称	①資料1「学校統合における検討対象校の要件及び学校統合にあつての留意事項（案）」 ②資料2「中間答申（素案）」
決 定 事 項	・第3回審議会の会議録の内容を確認し、枚方市ホームページに掲示することを承認した。 ・議事案件（1）及び（2）について、再度審議することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	教育委員会事務局 管理部 学校規模調整課

審 議 内 容

議事進行概要

- 事務局から委員12名が出席しているため、審議会が成立しているとの報告を受けた。
- 事務局から提出のあった第3回会議録を確認し、枚方市ホームページで公開することについて承認した。

<議事内容>

会 長 皆さまこんにちは。第4回目の審議会を開催します。

まず、議事案件（1）「学校統合における検討対象校の要件及び学校統合にあたっての留意事項（案）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局から、資料1「学校統合における検討対象校の要件及び学校統合にあたっての留意事項（案）」による説明を受けた。

会 長 事務局より、資料1「学校統合における検討対象校の要件及び学校統合にあたっての留意事項（案）」について、改めて修正案に基づき説明がありました。

まず、「1. 学校統合における検討対象校の要件」について、ご意見等はありませんでしょうか。

会 長 特にご意見はないようです。

それでは、次に「2. 学校統合にあたっての留意事項」につきまして、ここにあげられたものの他、このような点にも留意する必要があるのではないかなど、ご意見をいただきたいと思います。

委 員 留意事項（1）の①に「・・・3年程度前までに・・・」とあります。事務局の説明にあったように日程に幅をもたす必要があるのですが、統合対象校の立場で考えると「程度」という文言はあやふやなところがあるのではないかと思います。

事務局 市議会への説明や、広報による市民への周知などを考えますと、日程に幅をもたせる必要があるということで、この文言を使用しています。

委 員 前回の審議会で、2年では短い場合があるという説明がありました。それならば、「少なくとも2年前までに」などの文言に修正できないものでしょうか。「程度」という言葉のあやふやさは、統合対象校に通う児童や保護者が、不安に感じると考えます。

事務局 「3年程度」という文言があいまいだという委員のご指摘ですが、「3年前までを基本に」という表現にするのはどうでしょうか。

委 員 「原則として」という文言を加えてはどうでしょうか。2年で統合を考えるのなら、「原則として2年前までに」としてもいいかと考えます。

事務局 事務局としましては、2年より3年かけた方が、より丁寧に統合を進められると思いますので、「原則として統合する3年前までに公表し」とするか、もしくは「統合する3年前までを基本に公表し」という、どちらかの表現にするのはどう

でしょうか。

委員 そうすれば良いと考えます。

会長 「程度」という文言に対するご意見でしたが、この表現は変更するとしていいのでしょうか。

事務局 「程度」という文言は削除し、修正します。

委員 質問ですが、3年前までを基本として皆さんに公表するのは、A校とB校が統合するということが決まってからということなののでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 公表した後、地域の色々な課題を徐々に解決していくために、3年は必要であるということですね。

それでは「統合協議会」は、いつの時点で設置され、また、どのような内容を決定していくのでしょうか。

事務局 設置は、公表後になります。公表後に、保護者、校区コミュニティ協議会、学校に説明しまして、組織していただきます。その中で、統合にあたっての課題や、新たな学校を築くための観点、どのような学校をつくるのが皆さんの理解を得られるかをその場で詰めていければと考えています。

委員 それでは、公表後すぐに「統合協議会」が組織された場合、最長3年間は継続すると考えていいのですか。

事務局 そのとおりです。

委員 もう一つ質問ですが、「オープンな形で進める」という点で、先ほど広報誌によるPRという説明がありましたが、それ以外の方法にはどのようなものがあるのでしょうか。

事務局 正式な説明会の開催や、市ホームページへの掲載、PTA役員会、校区コミュニティ協議会の役員会等で説明するところから進めていきたいと考えています。

委員 A校とB校が統合する場合、新しい場所に校舎を建てるということはないと思いますが、どちらの校舎を活用するのかは、「統合協議会」で議論するのか、それとも、あらかじめこちらの校舎を使用すると決めてから「統合協議会」に持っていくのかどちらになるのでしょうか。

事務局 統合の方策につきましては、この審議会で決定していただくことになります。また、委員から新校舎建設についてのご意見をいただきました。留意事項にありますように、学校施設整備計画とも関連しますが、校舎を活用する学校につきましては一定の施設整備を図りますので、統合後の学校につきましては、従来のままの校舎ではないということになります。

委員 では、統合後の校舎を決定するのは、この審議会ということになるのですか。

事務局 審議会において、個別の審議をいただく中で、A校とB校のどちらの校舎を使用することが適当かのご意見をいただき、それを案として「統合協議会」にお示しします。その中で、地域の事情等により、使用する校舎を変更することも出てくると考えます。

委員 審議会では（案）を考えるとという理解でいいのでしょうか。

事務局 何も決定していない段階で、「統合協議会」に説明させていただくことは困難であると思います。児童・生徒数や配置について、案としてお示しすることがいいのではないかと思います。その後、ご意見をいただき、その意見に基づいて決定していければと考えます。

委員 この審議会で決定したことが、「統合協議会」で覆るのはおかしいのではないのでしょうか。審議しつつしたことを説明し、「統合協議会」に理解いただくようにしなければ、混乱するのではないのでしょうか。

事務局 審議会からいただく「答申」は最大限尊重させていただき、学校統合の説明会においても、「答申」の内容に基づいて理由を説明します。しかし、「最終的にこのようになります」という説明では、保護者や地域の方にご理解していただけないと思います。実際に統合を進めていく中で、様々なご意見を聞くことができるよう、そのように説明したものです。

会長 この審議会における意見を尊重するという事務局からの説明でした。

事務局 来年度以降の審議会では、具体的な学校名をあげて方策を検討いただき、この具体的な方策を盛り込んだ「答申」を来年秋ごろにはいただきたいと考えています。その後、教育委員会において「答申」に基づき、「枚方市学校規模等適正化基本方針」の改定を行います。順調に行けば、平成28年度の当初には、具体的な統合対象校をお示しできると思いますが、その対象校のPTA、学校、地域に働きかけ「統合協議会」を組織していただきます。そこで、新しい学校名や、教育委員会の提案したA校より通学距離的にはB校のほうが適当ではないかななどの検討をいただきながら、その間、統合対象校の児童・生徒が校外学習や運動会などの交流行事を行いつつ、平成30年には学校統合が完了するというイメージを教育委員会としては持っています。

委員 「2. 学校統合にあたっての留意事項について」の、2.（1）学校統合の進め方についての③に、「統合協議会」が「諸課題について協議・検討をすすめること」とあります。私自身としては、この審議会で案を出して、具体的な事情については「統合協議会」が検討するということが良いと考えますが、検討を進めるだけでなく、最終的な決定権を「統合協議会」に与えるかどうかを明確にする必要があるのではないのでしょうか。

事務局 表現の仕方について検討します。来年度、本審議会において具体的な方策を盛り込んだ「答申」をいただき、先ほど尊重すると申し上げましたが、その「答申」に基づきまして「枚方市学校規模等適正化基本方針」を改定し、市としての決定事項とします。その枠組みを前提として「統合協議会」において、具体的な内容を協議いただくのですが、その際、枠組みを絶対に変えないという示し方は難しいと考えます。協議いただく中で、社会情勢等から生じる可能性を排除するのではないということを、先ほどから説明させていただいています。

本審議会での決定事項は、市の意思決定事項に反映されますので、それを基に

統合の事務をすすめていきたいと考えています。

「統合協議会」で協議いただく中で生じる事項につきまして、最終的な決定は教育委員会で行いたいと考えています。

委員 そうであれば、最終的な決定は教育委員会が行うと示す必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、「統合協議会」が、何を決定するのか、どこまで権限があるのかわからないまま協議をすることにならないのでしょうか。「統合協議会」での協議・検討の結果、教育委員会が最終決定するというような表現をいれる必要があると考えます。

会長 「協議・検討を進める」という表現では、アバウトになるのではないかと、委員から指摘がありました。委員のご意見にあった表現を、「2. (1) 学校統合の進め方について」の③に加えることはできないのでしょうか。

事務局 「統合協議会」の役割と本審議会の役割が、このままでは不明確ですので、それをきちんと表現させていただくということではいかがでしょうか。

会長 はい、お願いします。

委員 先ほどの委員のご指摘どおり「統合協議会」の役割と任務が、不明確であるということが明らかになりました。それを文言整理していただけるとのことですが、「仮称『統合協議会』を設置し、」と文章が続いているため、そこで文章が曖昧になっています。この部分は、「設置する。」でいったん区切り、その後、「『統合協議会』においては、『答申』もしくは『基本方針』を踏まえ」と文章を続ければどうでしょうか。「答申」や「基本方針」が決定事項となれば協議も進めにくいと思いますので、あくまで「踏まえ」という表現で押えておくということです。

会長 この部分の審議は、これぐらいでよろしいでしょうか。

委員 学校統合は、2校の合併だけでなく、1つの学校を2校に分割して統合する方法もあると思います。そのことについても留意事項で触れる必要があるのではないのでしょうか。

事務局 学校統合の方法につきましては、具体的な学校について検討いただく際に、どのような方法が最善であるかについても審議をいただければと思います。

委員 学校統合が行われた場合、廃校になる学校施設が生じます。留意事項の中に、その施設を地域の中核施設とするという文言があったほうがいいのではないのでしょうか。

会長 さらに先のことを考え、そのような文言を入れておけば、市民の方の安心に繋がるのではないかとのご意見ですが、事務局どうですか。

事務局 ただ今の委員のご意見につきましては、留意事項に盛り込むかどうかではなく、そのようなご意見があるという認識で、今後まとめていきたいと考えています。

委員 検討対象校の要件①で、「現在または平成35年度において・・・、平成55年度までの」とありますが、取り上げる学校は8校ぐらいになるのではないかと思います。これらの学校は、課題校として継続し続ける学校です。来年度のことはありますが、具体的な検討を行う段階では、児童・生徒数や通学距離などの資料

も用意していただきたいと思います。

事務局 資料で提出しています「中間答申（素案）」の参考資料 10 をご覧ください。検討対象校の要件をこれにあてはめると、小学校 10 校、中学校 2 校の併せて 12 校が検討対象校となります。ただいま委員から要望いただいた児童・生徒数や通学距離の資料につきましては、今後、学校ごとに作成してお示しします。また、検討対象校の統合方策につきましても、いくつかの事例をお示しし、それぞれについて、ご審議いただくことを考えています。

委員 前回も言いましたが、いくつかの学校を統合する際には、学校敷地・校舎等は既存のものを使うにしても、A校がB校に吸収されるであるとか、A校が廃校になりB校に移るとかということではなく、学校統合により新しい学校が誕生するという考え方を大事にして議論をするべきだと思います。その観点からしますと、留意事項の（１）の③に「統合校の名称なども含め新しい学校を築く観点で」とありますが、この部分は「新しい学校を築く観点から統合校の名称なども含め」と文言を入れ替えたほうが、新しい学校をつくるという点がより正確に伝わると思います。

会長 まったく同感です。他にご意見はありますか。

委員 留意事項の（１）の①に「オープンな形で進めること。」とありますが、どのような方法でオープンにするのかを分かりやすく記したほうが良いと思います。先ほど事務局から説明があった、広報・ホームページへの掲載やPTA役員会等への説明会など、具体的な方法を記載できないのでしょうか。検討願います。

会長 先ほどの説明には校区コミュニティ協議会での説明会もありましたが、これらの文言を入れることについて、事務局は検討してください。

委員 留意事項の（２）の②ですが、「学校統合にあたっては、児童生徒の心のケアに配慮する・・・」となっていますが、いきなり「心のケア」と続けるのではなく、前段として「環境の変化による」などの文言を入れたほうが、これを読んだ人に伝わりやすくなると考えます。

会長 良いところは、どしどし取り入れてください。

他にご意見がないようでしたら、案件（２）「中間答申（素案）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局から、資料-2「中間答申（素案）」による説明を受けた。

会長 事務局において、これまでの審議を踏まえまして「中間答申(素案)」を作成してもらっています。この素案について、ご意見をいただきたいと思います。

委員 5. 今後の審議方向についてですが、全7行のうち前半の4行については、前段で記載している内容と重複している部分が多いと思います。もっと具体的に、今後の審議方向を記載したほうが良いと考えます。

事務局 重複しているところは削除しまして、その部分については再度検討します。

- 委員 細かい指摘ですが、同じ5. 今後の審議方向の6行目に「来年度中に」という表現がありますが、ここは「平成27年度中に」と具体的な年度を記したほうが良いと考えます。
- 委員 資料編ですが、17ページの資料7「乳幼児数からの今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧」と、20ページの資料10「人口推計からの試算による今後の小規模校、大規模校の一覧表（将来推計）」との関連性について教えてください。
- 事務局 資料7は、平成26年5月1日現在の乳幼児数、児童・生徒数が、転居することも私学等へ進学することもなく、そのまま居住地の指定校に進学した場合の年度別進行によって推計した学級数に基づく資料になっています。
- 資料10ですが、平成30年度は資料7の数値によっています。平成35年度以降につきましては、平成26年1月に出された「枚方市人口推計調査報告書」におきまして、市域を7ブロックに区分し人口減少率を出していますので、各ブロックに存する小・中学校の平成30年度の推計児童・生徒数に、それぞれの人口減少率を乗じて算出した学級数に基づく資料になっています。
- 委員 つまり、資料10は資料7を包含するものであり、齟齬はきたしていないということなのでしょうか。
- 事務局 確認したところ、平成30年度において、資料7では蹉跎中学校が大規模校であるにも関わらず、資料10では大規模校が解消されているとなっています。これは資料10の誤りですので、修正させていただきます。
- 委員 資料7は、(校名の数字は、学級数)と説明がありますが、資料10にはありません。説明を加えていただきたいと思います。また資料10には、「枚方市人口推計調査報告書」の人口減少率を用いた将来推計が、平成何年度からかを記す必要があると思います。
- また、資料7の説明に、(過密校の▲は、不足する教室数。)とありますが、資料をみたところ教室が不足する学校は見当たりません。この説明は不要ではないでしょうか。
- 事務局 ご指摘の箇所は、修正させていただきます。
- 委員 留意事項の「2.(2)教育環境の充実について」とありますが、中間答申が出た後、来年度以降の審議をするにあたり、ハードである施設面の整備内容や、教職員配置等の学校運営や環境の変化への対応について、どのような内容を考えているのか事務局に示していただきたいと思います。
- 会長 「中間答申(素案)」へのご意見ではなく、審議を進めるにあたってのご要望でしたが、事務局どうですか。
- 事務局 具体的な方策や内容をお示しし、審議いただけるようにします。
- 会長 「中間答申」につきましては、次回の審議会で決めることとなりますので、事務局で、本日いただいたご意見を反映させるようにしてください。
- 委員 先ほど資料7の(過密校の▲は、不足する教室数。)について意見を述べましたが、過密校のみ大規模校や小規模校のように学級数を記載するのではなく、プラ

スマイナス0という記載方法になっています。これは、保有教室と推計学級数がイコールになるということだと思いますが、そのことについての説明を付け加えてください。

事務局 その内容を盛り込みます。

会長 ご意見は出揃いましたでしょうか。

委員 高陵小学校は、現在各学年1学級であり、今後もその状態が続くと推測されています。学校統合には、3年かけるということですが、緊急に着手すべきではないでしょうか。そのような文言を入れることはできませんか。

会長 委員のお気持ちは理解できますが、審議する方向性もあります。今のご意見に対して、事務局どうですか。

事務局 現在課題校が存していることは認識しています。しかし、審議いただいた結果をもって、課題解消に着手すべきであると考えておりますので、先行して特定の課題校を実施することは難しいと考えています。

委員 小規模校のデメリットが継続したままにしておくことはどうかと考えます。このような学校は、審議会に対して提案し、課題解消すべきではないでしょうか。

事務局 確かに、現在においても課題校が存在していることは認識しています。しかし、学校統合という大きな問題につきましても、審議会ですべて審議いただくことが必要であると考えています。来年度、審議をまとめていただきましたら、先ほど3年かけると申し上げましたが、特に緊急を要する具体的な事例につきましても、そのことを「答申」に盛り込んでいただければ、教育委員会で取り組んでいけると考えています。

会長 今次の審議会の主旨としまして、学校の適正規模を守ることが重要です。その点も含めて審議を進める必要があると思います。

委員 19 ページの資料9「小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果」について指摘します。まず、デメリットの聞き取り調査欄に「全体的にのんびりしている。」とありますが、「のんびりしている」ことが果たしてデメリットなのかどうか分かりにくいと思います。また、デメリットの「学校全体に活気がとぼしい。」という聞き取り調査欄には「確かに寂しい。」とあります。聞き取り調査をそのまま載せているのですが、先ほどの指摘箇所を含めて、表現を工夫してください。

委員 同表のメリット欄ですが、「教職員間の意思疎通が図りやすく、」の聞き取り欄に「教職員間の日常会話が会議になる。」とあります。日常会話が会議になることが、どのようなメリットに繋がるのかを表現したほうが良いと思います。例えば、余分な会議の時間を取らずにすむため、他の校務分掌や児童・生徒指導の時間を十分に取れるなどの表現を盛り込んだ方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局 表現の方法について検討します。

会長 先ほど来のご意見については、事務局で修正をお願いすることとし、後日、お気づきの点がありましたら、事務局までご連絡をいただきたいと思います。

案件（２）「中間答申（素案）」についての審議は、以上とします。

それでは、案件（３）「その他」について、事務局何かありますか。

事務局

次回の審議スケジュールについて、確認をさせていただきます。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、事務局で改めて、学校統合の要件、留意事項、及び中間答申（案）をまとめます。

次回、第５回審議会では、学校統合の要件、留意事項、中間答申（案）について、ご意見をまとめていただき、最終的な「中間答申」をいただきたいと考えています。

また、日程につきましては、１月の中旬頃の開催を考えていますので、調整できましたら、ご案内をさせていただきます。その他は、以上です。

会 長

今、事務局から次回の議事案件、日程につきまして説明がありましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

特にないようです。それでは、これで第４回審議会を終了させていただきます。